

平成 29 年度第 3 回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成 30 年 3 月 20 日 (火) 午後 2 時～4 時
- 2 開催場所 春日井市役所南館 4 階 第 3 委員会室
- 3 出席者

【会長】

向 文緒 (中部大学)

【職務代理者】

田代 波広 (尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ)

【委員】

望月 太郎 (基幹相談支援センターしゃきょう)

竹内 達生 (春日井市医師会)

角田 玉青 (春日井保健所)

近藤 幸保 (春日台特別支援学校)

川島 さとみ (春日井公共職業安定所)

菅井 勉 (春日井地域精神障害者家族会むつみ会)

加藤 鉦明 (春日井市社会福祉協議会)

若月 剛治 (地域包括支援センターあさひが丘)

加藤 久佳 (民生委員)

綱川 克宜 (尾張北部圏域地域アドバイザー)

【すまいの部会 部会長】 (オブザーバー)

河野 まゆみ (春日井市手をつなぐ育成会)

【子ども部会 部会長】 (オブザーバー)

住岡 亜美 (障がい者生活支援センターあつとわん)

【傍聴】 14 名

【事務局】

山口 剛典 (健康福祉部長)

中山 一徳 (障がい福祉課長)

黒田 重喜 (障がい福祉課長補佐)

清水 栄司 (障がい福祉課長補佐)

鈴木 亜也子（障がい福祉課認定給付担当主査）

加藤 寛之（障がい福祉課主事）

石黒 丞（基幹相談支援センターしゃきょう管理者）

#### 4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動報告について
- (2) 連絡会及び部会の報告について
- (3) 地域生活支援拠点について
- (4) その他

#### 5 会議資料

- (1) 障がい者生活支援センター集計
- (2) 相談支援事業所 相談に関する報告
- (3) 基幹相談支援センターの報告
- (4) 障がい者生活支援センター連絡会の報告
- (5) 当事者団体連絡会の報告
- (6) すまいの部会の報告
- (7) はたらく部会の報告
- (8) 子ども部会の報告
- (9) 相談支援連携部会の報告
- (10) 運営会議の報告
- (11) 地域生活支援拠点について
- (12) 障がい者虐待の通報・届出状況について

#### 6 議事内容

議事に先立ち、部長あいさつを行った。また、会議は公開とし議事録は要点筆記とすることを確認した。

##### ◆議題1 「障がい者生活支援センターの活動報告について」

(望月委員) 資料1、資料2に基づき報告

(向会長) 菅井委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。

資料1のかすがいの報告件数が前年度から大幅に減少しており、どのような背景からかどのご質問ですが、先ほどの望月委員からの説明の中で依存傾向にあった方のケアマネジ

メント手法を見直した結果、依存助長を軽減することが出来たとありました。

続いて、基幹相談支援センターしゃきょう以外の4つの障がい者生活支援センターの役割分担について、障がい者生活支援センター連絡会が配布しているパンフレットには障がい種別ごとに分けられていますが、それによろしいのでしょうか。また、指定特定相談事業所の障がい種別はどのようになっていますか。

(事務局 鈴木主査) まず資料1のグラフに誤りがありましたので、先に訂正させていただきます。しゃきょうとまあるの表とグラフの相談件数が異なっておりました。表の報告件数が正しくなっており、しゃきょうが2,112件、まあるが1,922件となります。

障がい者生活支援センターは障がい種別ごとに分けていません。どなたでも各障がい者生活支援センターで相談いただけますが、母体法人等によって、得意分野がありますので、ガイドブック等では主という表記になっています。平成30年1月の報告実績の障がい種別の割合ですが、春日苑では身体68%、知的7%、精神12%、その他13%となっており、かすがいでは身体3%、知的63%、精神30%、その他4%となっており、まあるでは知的1%、精神95%、その他4%となっており、あつとわんでは知的2%、その他98%となっており、しゃきょうでは身体12%、知的31%、精神52%、その他5%となっております。指定特定相談支援事業所は、原則全ての障がいの対応をお願いしています。ただし、障がい種別の限定の申し出があった場合は、理由を確認し申し出を受けています。

(菅井委員) 各障がい者生活支援センターが全ての障がいの対応をしていることが分かりました。ただし、資料1報告からは各障がい種別の割合が分からないと感じていました。

また、市内の相談支援事業所の中で、障がい者生活支援センターと指定特定相談支援事業所はどのように分業しているのでしょうか。個別に活動しているのですか。また、資料1の報告に入っていない指定特定相談支援事業所の相談はどのくらいあるのでしょうか。

(向会長) 資料1については障がい種別のデータがついていないのでこのような会議で出したほうがいいのではないかという意見でした。

(菅井委員) 資料1のかすがいの報告件数が前年度から大幅に減少している件ですが、一般的に急激に仕事の量が減る場合は、経営上の問題や体制の維持が困難になる等問題が出てくると思いますが、いかがですか。

(望月委員) かすがいの相談の中には、計画相談支援へ移行した数が増えていると聞いています。中でも、頻りに相談をされる方や、家庭訪問の必要がある方を順次計画相談支援に繋げていると聞いていますので、おのずと障がい者生活支援センターの相談件数が

減少したと考えられます。

(向会長) 障がい者生活支援センターと指定特定相談支援事業所の分業についての質問ですが、事務局お願いします。

(事務局 鈴木主査) 市が委託をしている障がい者生活支援センターはどなたの生活に関する困りごとでも受け付ける相談機関です。指定特定相談支援事業所は個々の方と契約を結び、その方の生活と障がい福祉サービスをコーディネートすることが役割となります。

(向会長) 障がい者生活支援センターの相談業務以外の業務の割合は各支援センターによって異なりますかとの質問ですが、望月委員お願いします。

(望月委員) 各障がい者生活支援センター独自の事業がありますので、一概には言えませんが、啓発活動、利用者への生活全般・障がい福祉サービスに関わらない障がい年金のサポートや居場所、親御さんへのサポートなどを幅広く柔軟に行っています。

(向会長) 市内の相談支援事業所に所属されている専門職には、どのような職種・資格をお持ちの方がみえますかとの質問ですが、事務局お願いします。

(事務局 鈴木主査) 障がい者生活支援センターの職員配置につきましては、春日井市地域生活支援事業実施要綱において規定があり、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、その他相談支援機能を強化するために必要な者を置くこととしています。平成29年度には、社会福祉士、精神保健福祉士等が配置されています。また、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員につきましては、厚生労働省から実務経験が要件として定められており、例えば障がい福祉サービス等事業に5年以上携わった者等になります。これらの実務要件を満たした者で県が実施する研修を受講した方が相談支援専門員になれます。

(菅井委員) この質問の趣旨は、利用者から事業所選定の際、参考になると思ったからです。ガイドブックに各支援センターの有資格者の人数配置を記載いただきたいです。

(向会長) 次の質問は、資料2のまあるの報告から、「退院支援について知る機会」とありますが、当市における医療機関と福祉関係者との連携状況を教えて下さい。

(事務局 鈴木主査) 春日井市における例は、医療機関と各障がい者生活支援センターが適宜連携をとって、退院支援に当たっています。

(向会長) 次の質問に移ります。精神の場合、医療費助成の申請の際が福祉と関わる入口と思われま。この際どのような説明がされますか。

(事務局 鈴木主査) 自立支援医療の申請の際は手続きのみとなります。もちろん質問などがありましたら、適宜回答させていただきます。精神障がい者保健福祉手帳の交付の際

は障がい福祉サービスに係る説明をさせていただきます。自立支援医療はあくまでも医療費の助成制度になりますので、障がい福祉サービスを案内したところで、障がい者という認識を植えつけてしまうことになりかねません。本人に、障がいに対する認識や知識が無い場合は、かえって不安定な状態にさせてしまうことになりかねません。

(菅井委員) 精神の場合、自立支援医療から精神障がい者保健福祉手帳につながり、そこから障がい福祉サービスにつながるまで時間がかかります。早い時期に障がい年金のことや全体の選択肢を知る機会があると時間短縮につながるという意見がありましたので述べさせていただきます。

(向会長) 障がい年金や精神障がい者保健福祉手帳の申請は、本人にとって抵抗を示される方もいるため、医療機関も紹介するタイミングは悩ましいところだと思います。

(向会長) つづいて、基幹相談支援センターの報告をお願いします。

(望月委員) 資料3に基づき報告

(向会長) 菅井委員から事前にいただいたご意見・ご質問を紹介します。

資料3の2.(3)の地域移行・定着支援について、「担い手の育成・見守り体制の構築が急務」とありますが、これに関する市の取り組みを教えてください。

(事務局 鈴木主査) 市単独で実施している取り組みはありません。地域移行・定着支援は地域包括ケアシステムの構築が必要といわれていますので、保健所等と連携して取り組んでいけたらと考えています。

(向会長) 保健所から意見はありますか。

(角田委員) 地域移行・定着の取り組みについては、1つの機関だけでは完結できません。最低でも医療機関と福祉分野の連携は必須となります。資料3の中に地域移行支援のコアチームがありましたが保健所、基幹相談支援センター、地域アドバイザーが参画をし、県で設定をしている医療圏域単位で活動をしています。具体的には尾張北部医療圏域で、春日井保健所、江南保健所が所轄するエリアが区域となります。春日井保健所・江南保健所が事務局となり、コア機関チームを昨年度から発足させました。具体的な活動は研修の実施のみとなっていますが、地域の今後について引き続き話し合いを行っていきます。地域移行支援の担い手ですが、ピアサポーターの養成事業を県で進めています。ピアサポーターのピアとは、仲間という意味で、仲間の立場から現在入院している方を支える仕組みです。入院経験のある当事者を県で養成し、各地域の精神科病院で長期入院されている方に対し病院に出向き、地域生活の経験を伝え退院の意欲を高めるといった事業になります。

今年度から始まったばかりの事業ですが、来年度も継続の予定としています。市内の病院では活動実績はありませんが、近隣の市町村では布袋病院や犬山病院で、ピアサポーターの活動が予定されています。

◆議題2「連絡会及び部会の報告について」

・障がい者生活支援センター連絡会

(事務局：基幹相談支援センターしゃきょう 石黒管理者) 資料4に基づき報告。

・当事者団体連絡会

(菅井委員) 資料5に基づき報告。

・すまいの部会

(河野部会長) 資料6に基づき報告。

・はたらく部会

(田代委員) 資料7に基づき報告。

・子ども部会

(住岡部会長) 資料8に基づき報告。

・相談支援連携部会

(綱川委員) 資料9に基づき報告。

・運営会議

(事務局 鈴木主査) 資料10に基づき報告。

◆議題3「地域生活支援拠点について」

(事務局 鈴木主査) 資料11に基づき報告

(加藤久佳委員) P22の緊急時の対応において、介護者が不在の部分にアンダーラインが引いてありますが、どのようなことを想定されていますか。

(事務局 鈴木主査) 地域生活支援拠点は、障がいのある方を支援していた介護者が急遽不在になった際、障がいのある方の支援を切れ目なくする体制作りがこの拠点の目的です。介護者とは、障がいのある方の両親もしくは家族を想定しています。

(加藤敏明委員) 今後の予定に平成29年度で決定とありますが、今後は具体的にこのスケジュールで準備に入っていくという認識でよろしいでしょうか。

(事務局 鈴木主査) 基本的な方向性は本日の説明のとおり進めていきます。中身の運用方法は協議の場を設け、皆さまからの意見を取り入れ進めていきます。

(菅井委員) 整備手法についてお聞きします。面的整備型をベースとして多機能拠点整備型を併用するとありますが、多機能拠点整備とは現時点ではどのような構想になりますか。

(事務局 鈴木主査) 多機能拠点整備は相談支援体制、緊急時の対応、体験の場についての機能を持ったものを想定しています。どこで行うか等の具体的な案はまだ決まっていません。

(向会長) ここに上がっている機能は、今までの相談支援の中の地域課題で言われ続けてきたことです。課題解決のために各部会で検討してきたこととなります。現状の面的整備では限界があることに対し、多機能拠点整備で対応するのかわかると思われます。

(菅井委員) 面的整備はイメージがわかりません。例えば介護保険の分野では地域包括支援センターが地域ごとに整備されています。今回の拠点の面的整備のイメージを教えてください。

(事務局 鈴木主査) 面的整備につきましては、具体的な機能とはまだ協議をしていません。どのような機能とどのような方法で役割分担をしていくのかをこれから協議していきます。これから協議する機能とは、緊急時の受け入れ後の調整等の協定を結んでいきたいですし、市民病院との連携等もその一つだと考えています。

(菅井委員) 私のイメージと要望ですが、今回の多機能拠点整備の説明の中に緊急時対応が色濃く出ていますが、実際のガイドラインの中には地域で暮らす人の生活支援を含めたニュアンスがあったと思います。今後の整備では生活支援の側面も強化してもらいたいと思います。精神の場合、グループホームの数が少なく、生活支援の核になる場所を作っていくことが難しいと思います。そこを配慮いただきたいと思います。これはお願いします。よろしく申し上げます。

#### ◆議題4「その他」

(事務局：基幹相談支援センターしゃきょう 石黒管理者) 資料13に基づき報告。

各委員にその他意見がないことを確認し、閉会した。

平成30年6月28日

会 長 向 文 緒 印

職務代理者 田 代 波 広 印